

「COTOHA Call Center サービス」契約約款 【現改比較表】 2022年8月26日現在

～2022年8月25日

2022年8月26日～

第 10 条 契約者の電話番号

当社は申込承諾後に、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより、1の本契約ごとに電話番号を付与します。

- (1) 電話番号を提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) その他当社の本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき（契約事業者によるものを含みます。）は、契約者に付与した電話番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 当社は、本契約の解除があったときは電話番号を廃止します。

第 10 条 契約者の電話番号

当社は申込承諾後に、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより、1の本契約ごとに電話番号を付与します。[この場合において、付与できる電話番号数は20までとします。](#)

- (1) 電話番号を提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) その他当社の本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき（契約事業者によるものを含みます。）は、契約者に付与した電話番号を変更することがあります。

3 当社は、前項の規定により、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 当社は、本契約の解除があったときは電話番号を廃止します。

料金表

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

2.料金額

2-1.基本料

区分	単位	料金額（円）
ID 利用料	1 の ID ごとに月額	3,000 円 (3,300 円)
電話番号利用料	1 の電話番号ごとに月額	500 円 (550 円)

備考

1. 電話番号に係わる提供条件は、契約事業者である Twilio Japan 合同会社が Twilio 利用規約に基づき提供する「Twilio」サービスで定める提供条件と同じとします。
- 2.

料金表

第1表 料金（附带サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

2.料金額

2-1.基本料

区分	単位	料金額（円）
ID 利用料	1 の ID ごとに月額	3,000 円 (3,300 円)
電話番号利用料	1 の電話番号ごとに月額	500 円 (550 円)

備考

1. 電話番号に係わる提供条件 [（電話番号数に係わるものを除きます。）](#) は、契約事業者である Twilio Japan 合同会社が Twilio 利用規約に基づき提供する「Twilio」サービスで定める提供条件と同じとします。

[附 則（令和4年8月22日 C A S 3 サ第00953082号）](#)

[この改正規定は、令和4年8月26日から実施します。](#)